

保育士等キャリアアップ研修及び処遇改善等加算（区分３）の研修受講要件の取扱いについて

１ 保育所・地域型保育事業所

(1) 修了すべき研修及び研修分野

保育所・地域型保育事業所における処遇改善等加算（区分３）（以下「区分３」という。）の研修受講要件として、修了すべき研修分野及び対象者は以下のとおり。

※令和８年度から完全実施となります。

【保育士等キャリアアップ研修】

		職位（※１）			
		園長・主任保育士等	副主任保育士	専門リーダー	職務分野別リーダー
専門分野別研修	乳児保育	専門分野別研修及びマネジメント研修のうち４以上の研修分野	専門分野別研修のうち３以上の研修分野	専門分野別研修のうち４以上の研修分野	職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する研修分野
	幼児教育				
	障害児保育				
	食育・アレルギー対応				
	保健衛生・安全対策				
	保護者支援・子育て支援				
マネジメント研修			必須	×（※２）	×（※２）
保育実践研修		×（※２）	×（※２）	×（※２）	×（※２）

※１：各職位については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和７年４月１１日付け国通知（令和８年４月８日改正後））第２の３(1) i 及び ii、iiiに対応する。

名称は、「園長又は主任保育士、副園長、教頭、主幹教諭、主幹保育教諭」「副主任保育士」「専門リーダー」「職務分野別リーダー」に限るものではないが、施設における発令が各職位のいずれに当たるかを明確にするとともに、副主任保育士等の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を定めて就業規則等の書面で整備し、全ての職員に周知しておくこと。

※２：原則として、専門分野別研修として取り扱うことはできないが、令和元年度までに受講した研修に限って、専門分野別研修として取り扱うことが可能。

(2) 受講要件に該当する研修

ア 保育士等キャリアアップ研修

「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（令和５年３月３０日付け国通知）別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に沿って、各都道府県又は各都道府県知事が指定する研修実施機関が実施する研修をいう。

本市で実施している研修は概ね以下のとおり。

主催	内容等	回数
幼保総合支援室	・ 障害児保育、保健衛生、食育講演会等	年１６回程度
京都市保育園連盟	・ 質の向上研修（保健看護、障害児保育等） ・ パッケージ型研修	年６０回程度 年２１講座
京都市日本保育協会	・ パッケージ型研修	年１０回程度
こどもみらい館	・ 共同機構研修	年１０回程度

イ 幼稚園教諭免許更新講習

文部科学省の認定を受けて大学等が実施する幼稚園教諭免許所有者に対する免許状更新講習のうち、ガイドライン別添1「分野別リーダー研修の内容」の各分野（保育実践は除く）の「ねらい」及び「内容」を満たし、かつ、同一分野を15時間以上修了している場合に限って、保育士等キャリアアップ研修に係る専門分野別研修を修了したものとみなすことができる。

【京都府下における取扱い】

- ・ 平成21年度以降の免許状更新講習のうち、ガイドラインの「ねらい」及び「内容」を満たし、かつ同一分野を15時間以上修了している場合に限り、保育士等キャリアアップ研修に係る専門分野別研修を修了したとみなす。
- ・ なお、講習が概ね「幼児教育分野」の内容であるため、基本的には「幼児教育分野」を修了したものとみなす。
- ・ また、現行制度上、キャリアアップ研修の修了証明を発行することはない。

【参考】令和4年7月1日以降の教員免許状の扱いについて

令和4年5月11日の参議院本会議において、教員免許更新制を廃止するための教育職員免許法など関連法改正案が可決、成立した（令和4年7月1日施行）。

上記に伴い、従来は10年ごとの更新制であった教員免許について、令和4年7月から免許状の有効期限がなくなり、更新講習の受講も必要なくなっている（国においては、代わりに研修を強化することとなっているが、詳細は示されていない。）。

ウ 園内研修

保育所・地域型保育事業所が企画・実施する園内における研修について、以下①～③に定める全ての要件を満たした場合には、園内研修の修了者について、対応する保育士等キャリアアップ研修の研修分野に関して1分野最大4時間の研修が短縮される。

【園内研修の要件】

- ①研修の講師が、指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有すると京都府が認める者であること。
- ②研修の目的及び内容が明確に設定されており、また、ガイドラインに定める研修分野が設定されているとともに、その内容がガイドラインに沿ったものとなっていること。
- ③研修受講者が明確に特定されており、園内研修を実施する施設・事業所において研修修了の証明が可能であること。

【園内研修実施の流れ】

- ① 処遇改善等加算（区分３）に係る研修とするには、事前に京都府の承認を受ける必要があるため、研修実施前に以下書類を京都府こども・子育て総合支援室に提出する。
 - ・ 保育士等キャリアアップ研修（処遇改善等加算（区分３）に係る園内研修）確認申請書
 - ・ 事業計画・研修カリキュラム
 - ・ 講師に関する書類
 - ② 京都府が申請を確認した後、施設において園内研修を実施。キャリアパスポートに必要事項を記載のうえ、実施後パスポート所定の箇所に施設長印を押印する。
 - ③ 京都府に園内研修の実績報告を行う。（様式任意）
 - ④ 以下の書類を保育士等キャリアアップ研修修了証交付申請時に添付する。
 - ・ ①を提出した後に京都府から返送される確認通知書の写し（施設で１部）
 - ・ キャリアパスポート該当ページの写し（職員ごと）
- ※ 令和元年度（平成３１年４月）以降の園内研修が対象（平成３０年度（平成３１年３月）以前の園内研修については、区分３の申請時に「事業計画・研修カリキュラム」、「講師に関する書類」を京都市幼保総合支援室へ提出すること）。

エ その他

過去の幼稚園勤務の時期に（公社）京都府私立幼稚園連盟の研修を１５時間以上修了しているなどの場合について、令和８年度から以下のとおり取り扱うこととします。

保育士等キャリアアップ研修の修了状況だけでは処遇改善等加算（区分３）の要件を満たすことができない場合に、過去の（公社）京都府私立幼稚園連盟の研修などの修了状況を加味して、必要な時間数相当の研修を修了されていることが確認できれば、特定分野を修了したという取扱いではなく、申請年度の処遇改善等加算（区分３）の要件を満たすものとみなします。

ただし、国の通知においては、上記の取扱いとした場合でも、できるだけ速やかに保育士等キャリアアップ研修を受講することとされており、保育に関する知識やスキルを常にアップデートする観点からも、計画的にキャリアアップ研修を受講していただくようお願いいたします。

(3) 研修受講要件の確認方法

施設・事業所からの区分３の申請時に、以下のものを提出する。

① (2)ア（保育士等キャリアアップ研修）の場合

- ・ 保育士等キャリアアップ研修修了証の写し
 - ※ 京都市長名で発行されたものについては、修了証番号を区分３の申請書に記載することで可（修了証の写しは提出不要）。
 - ※ 保育士等キャリアアップ研修修了証交付申請手続については、従前のとおり。
 - ※ 他都市から交付された修了証は、京都府内においても有効。

② (2)イ（幼稚園教諭免許更新講習）の場合

- ・ 大学等が発行する更新講習修了証明書（履修証明書）の写し
- ・ 講習の内容、分野等がわかる書類（※幼児教育分野以外で認定する場合のみ）

③ (2)ウ（園内研修）の場合

＜平成31年4月以降の園内研修＞

- ・ 京都府が交付する確認通知書
- ・ キャリアパスポートの該当ページの写し

を修了証交付申請時に添付する。区分3の申請時に当該研修分野に係る修了証を提出することで園内研修を修了したことを確認する。

＜平成31年3月以前の園内研修（これを含めて1分野に到達する場合）＞

- ・ 園内研修に係る「事業計画・研修カリキュラム」及び「講師に関する書類」
- ・ 上記以外で当該分野に係る研修を修了していることを証する書類（受講証明書等）を区分3の申請時に提出することで確認する（当該分野に係る研修受講要件を満たすものとみなすが、保育士等キャリアアップ研修の修了証は交付しない）。

※ 研修を修了していること等を本市が確認するために、必要に応じて上記に記載していない書類の提出を求めることがある。

※ 上記①～③の書類のうち、前年度以前の申請において既に提出済みである書類については、再度の提出は不要。

④ (2)エ（その他）の場合

研修内容や研修修了を確認できる資料として、次の資料をご提出ください。

- ・ 修了証（実施団体・受講時間数が記載されたもの）
- ・ 幼稚園ナビから出力した修了証
- ・ 研修ハンドブックの該当ページの写し（受講シールを貼り付けているもの）
- ・ 研修のねらい、内容がわかる資料及び当該研修の受講証明書

2 受講要件の適用について（保育所・地域型保育事業所）

(1) 適用時期

令和5年度から段階的に適用され（以下の表を参照）、令和8年度に完全実施される。

ア 園長等、副主任保育士、専門リーダー

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度～
1分野	2分野	3分野	<u>4分野</u>

イ 職務分野別リーダー

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度～
適用なし	<u>1分野</u>		

《御留意いただきたい点》

令和8年度の場合、アの対象者は修了要件4分野が適用されるため、加算算定対象職員となる方については、令和8年3月末までに4分野を修了している必要がある。

(なお、賃金改善の配分対象者については、区分に限らず、令和9年3月末までの研修修了見込みも含めることができる。)

副主任保育士等、マネジメント分野を修了すべき職位においては、マネジメント分野を含め、令和8年3月末までに必要な分野数を修了している必要がある。

(保育士等キャリアアップ研修については、修了年月日(レポート提出日)を基準とする。)

3 その他

- (1) 原則として、受講要件に該当する研修は平成29年4月1日以降に受講されたものに限るが、適切な受講確認ができるものについては、受講年月日にかかわらず対象とする。

なお、29年度以前の研修については、区分3の申請時に「事業計画・研修カリキュラム」、「講師に関する書類」を添えて、京都市幼保総合支援室へ提出すること。なお、過去の研修を含めて1分野(15時間)に到達する場合、当該分野に係る研修受講要件を満たすものとみなすが、保育士等キャリアアップ研修の修了証は交付しない。

- (2) 個別の研修の受講歴については、職員個人で管理することが基本であるが、区分3の申請を行う施設においては、各対象者が受講した多様な研修の修了状況を把握し、適切に管理すること。

また、研修受講にあたって年休を取得させてもよいかは、「使用者の明示または暗黙の指示に基づいて研修を受講する場合は「労働時間」に該当する」という労働基準監督署の見解を踏まえて、各施設で判断する。

- (3) 認定こども園に勤務していた者が、保育所・地域型保育事業所に勤務することとなり、保育所等で必要となる研修(キャリアアップ研修等)を受講していない場合で、かつ、認定こども園では必要な時間数以上の研修を受講している場合、受講要件を満たしているものとして取り扱う。ただし、できるだけ速やかに保育所等で必要となる研修(キャリアアップ研修等)を受講することが必要。
- (4) オンライン研修については、原則、無断で長時間(おおむね15分以上)の離席をされた場合は受講修了と認められない場合があるので留意すること。

問い合わせ先

園内研修に関すること(園内研修の事前協議含む)：

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府健康福祉部こども・子育て総合支援室
保育・子育て支援係(414-4581)

上記以外に関すること：

京都市幼保総合支援室 民営保育施設業務推進担当(222-3970)